

市町村・団体等への支援

| 名称 | 支援の内容 | お問い合わせ先 |
|-----------------|---|---|
| 一村一工ネ事業 | 地域の特色を活かした省エネ・新工ネを推進する取組で、経済性・地域経済活性化等についても効果が見込まれる事業を支援します。 〈対象者〉法人・任意団体等と市町村による共同体 〈補助率〉お問い合わせください | 北海道 経済部産業振興局 環境・エネルギー室 電話 011-204-5319 |
| 地域新エネルギー導入加速化事業 | 地域が連携して行う広域的な計画策定事業や市町村が策定している新エネルギー導入のための計画等の具体化に向けた可能性調査を支援します。 〈対象者〉市町村（複数可）、または市町村と法人・任意団体等で構成された共同体 〈補助率〉2分の1以内（限度額あり） | 北海道 経済部産業振興局 環境・エネルギー室 電話 011-204-5319 |

ご高齢の方、障がいをお持ちの方、体調に不安のある方へ

それぞれのご事情のもと、無理のない範囲で、節電へのご協力をお願いいたします。特に、熱中症には十分に注意を払い、適切な室温管理や水分の補給に努めてください。また、これらの方々が利用される施設においても、施設の機能維持に支障が生じない範囲でのご協力をお願いいたします。

家庭で、職場で、節電のポイント7か条

| 家庭向け7か条 | 事業者向け7か条 |
|---|---|
| ① 北海道は照明の使用が全体の1/4、こまめに消しましょう。 | ① 照明は、照度基準（下限値300ルクス）を守りながら、半分程度に間引きしましょう。 |
| ② 白熱電球は、LEDや電球形蛍光灯に交換しましょう。 | ② 使用していないエリアの消灯を徹底しましょう。 |
| ③ テレビは画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。 | ③ 執務室の室内設定温度は28℃としましょう。 |
| ④ 冷蔵庫は、食品の傷みに気をつけて、温度設定を「強」から「中」にしましょう。 | ④ 風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げることも考えてみましょう。 |
| ⑤ 温水洗浄便座は、温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用しましょう。 | ⑤ 使用していないエリアの空調は停止しましょう。 |
| ⑥ ジャー炊飯器は、節電時間以外にタイマー機能でまとめて炊いて、冷蔵冷凍しておきましょう。 | ⑥ 長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにしましょう。 |
| ⑦ 長時間使わない機器はプラグを抜いて、待機電力を減らしましょう。 | ⑦ 冷蔵庫、冷凍庫を設置している場合は、使用台数の限定、温度調節などを実施しましょう。 |

お問い合わせ・ご相談窓口

◆北海道電力株式会社
「節電専用ダイヤル」右の表をご覧ください。
「でんき予報」<http://denkiyoho.hepco.co.jp/forecast.html>

◆北海道経済産業局
資源エネルギー環境課
(電話) 011-709-2311 (内線2702・2703)

◆一般社団法人省エネルギーセンター 北海道支部
(電話) 011-271-4028
(URL) <http://www.eccj.or.jp/local-info/hoka.html>

◆北海道
「北海道省エネ・新工ネサポート相談窓口」
経済部環境・エネルギー室 省エネ・新工ネグループ
(電話) 011-204-5319
(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/>
または各(総合)振興局商工労働観光課

| 北海道電力が設置する「節電専用ダイヤル」 受付時間 平日9:00~17:00 (通話料無料) | |
|---|------------------|
| 旭川 0120-635-154 | 釧路 0120-765-154 |
| 北見 0120-675-154 | 帯広 0120-785-154 |
| 札幌 0120-685-154 | 室蘭 0120-795-154 |
| 岩見沢 0120-705-154 | 苫小牧 0120-835-154 |
| 小樽 0120-735-154 | 函館 0120-865-154 |

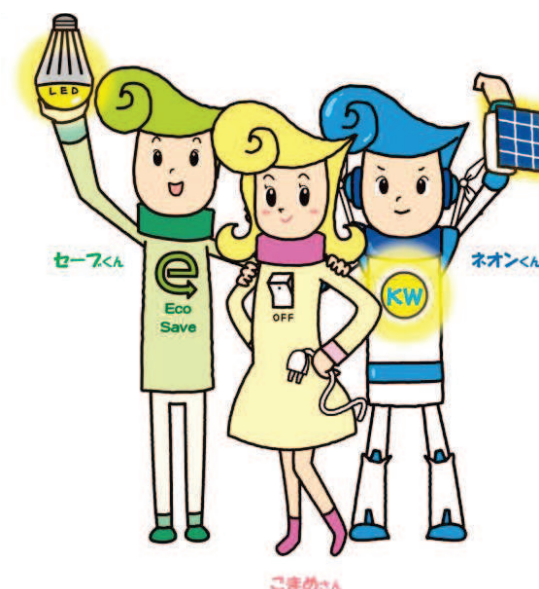


家庭で！職場で！ 使える節電応援メニュー

～北海道内で利用可能な節電支援制度のご紹介～
〈平成24年夏版〉

この夏の北海道では、電力の不足が心配されています。北海道としても、政府からの要請に基づいて、一昨年の夏と比べて7%以上の節電を、道民の皆様をお願いすることとなりました。

このパンフレットの「使える節電応援メニュー」をご活用いただき、限られたエネルギー資源を大切に使いながら、賢く、無理なく、長続きできる節電に取り組んでいきましょう。



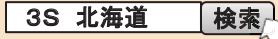


次の期間は、一昨年の夏に比べ、7%以上の節電にご協力をお願いいたします。

- 7月23日(月)～9月7日(金)
平日の9時から20時まで
(8月13日～15日を除く)
- 9月10日(月)～9月14日(金)
17時から20時まで

北海道

北海道内で使える節電支援制度一覧

ご家庭・町内会等への支援

| 名称・取組 | 支援の内容 | お問い合わせ先 |
|---|---|--|
| 省エネ3Sキャンペーン -夏の陣- 「省エネアクションチャレンジ」 ご家庭におすすめ | 道内にお住まいの方で、1か月の電気またはガスの使用量を前年同月より削減した方に、抽選で景品をプレゼントします。 <応募方法> 応募用紙に検針票（コピー可）を添えて応募 <応募対象> 7、8、9月分の電気またはガス使用量（各月ごとに応募） <景品> 道産米や省エネ製品など | 北海道 環境生活部環境局 地球温暖化対策室 電話 011-204-5189 ホームページ   環境忍者 えこ之助 |
| LED照明等の省エネ型照明への交換に対する支援 ご家庭におすすめ | 一部の自治体や商工会では、住宅用の照明や街路灯、防犯灯をLED等の省エネ型照明に交換する場合の費用に対し、その一部を助成するなどの支援策を実施しています。 | 詳しくはお近くの市役所、町村役場にお問い合わせください。 |
|  | ご家庭に対する支援 | 町内会等で管理する街路灯などへの支援 |
| | 札幌市、旭川市、千歳市、栗山町、安平町、新冠町、上富良野町、標茶町 | 札幌市、函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、留萌市、美幌市、江別市、士別市、砂川市、深川市、富良野市、北広島市、石狩市、栗山町、雨竜町、当別町、黒松内町、二セコ町、倶知安町、仁木町、新冠町、上富良野町、和寒町、小平町、湧別町、滝上町、興部町、白糠町 |

設備導入に対する補助

| 名称 | 支援の内容 | お問い合わせ先 |
|--|---|--|
| 住宅用太陽光発電導入支援補助金【経済産業省事業】 ご家庭におすすめ | ご家庭などへの太陽光発電設備等の設置を支援します。 <対象者> 電灯契約を結んでいる個人、法人など <補助率> 設置する太陽電池の公称最大出力(10kW未満に限る)に応じ、1kWあたり3.0万円または3.5万円を補助します。 | 一般社団法人 太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター 電話 043-239-6200 http://www.j-pec.or.jp/ |
| 家庭・事業者向けエコリース促進事業【環境省事業】 ご家庭におすすめ | ご家庭・事業所（大企業を除く）において、太陽光発電やLED照明、燃料電池などの省エネ・新エネ機器をリースした場合に、リース総額の3%または5%を指定リース事業者に助成します。 <対象者> 指定リース事業者（ご家庭・事業所への設置では指定リース事業者を通じて申請し、リース料に充当します） <補助率> 設置する機器の節電効果に応じ、リース料総額の3%または5% | 一般社団法人 ESCO推進協議会 エコリース促進事業部 電話 03-5212-1606 |
| 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金【経済産業省事業】 ご家庭におすすめ | ご家庭・事業所などに設置するリチウムイオン蓄電池の蓄電システム費用の一部を補助します。 <対象者> 指定の蓄電池を設置する個人・法人、または貸与する法人 <補助率> 補助対象費用の3分の1（上限あり） | 一般社団法人 環境共創イニシアチブ リチウムイオン蓄電池補助金事務局 電話 0570-200-017 |
| エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（HEMS導入事業）【経済産業省事業】 ご家庭におすすめ | 電力の使用状況を「見える化」し、節電効果を高めるエネルギー管理システムを、ご家庭などに設置する際に、費用の一部を補助します。 <対象者> 一定条件の住宅に指定機器を設置する個人、指定機器を貸与する法人 <補助率> 定額（10万円） | 一般社団法人 環境共創イニシアチブ HEMS補助金事務局 電話 0570-666-073 |

※ このほかにも、支援制度を設けている市町村がありますので、詳しくは、お住まいの市役所・町村役場へお問い合わせください。
※ 本パンフレットに掲載されている制度は、年度の途中であっても、予算の執行状況によりご利用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

| 名称 | 支援の内容 | お問い合わせ先 |
|--|--|---|
| 高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金（天然ガス分野）【経済産業省事業】 | 電気の空調設備を、指定された高効率ガス空調設備に設備更新、または新設する際に補助します。 <対象者> 家庭用需要を除く全業種 <補助率> 8分の1以内 | 一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部ガス空調普及促進グループ 電話 03-3502-5802 |
| エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（BEMS導入事業）【経済産業省事業】 | 中小ビルなどの高圧小口の電力需要家におけるエネルギー管理システムの導入を支援します。 <対象者> 電力会社等との契約電力が50kW以上500kW未満の高圧小口需要家で、所定の要件を満たしたもの <補助率> 【設備費】システム機能に応じて3分の1以内または2分の1以内 【工事費】3分の1以内 (設備費・工事費の合計額に上限あり) | 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第二グループ BEMS担当 電話 03-5565-4773 |
| 再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業 | 複数の発電施設を一体的に管理するために大規模容量の蓄電池を設置する事業に対して補助します。 <対象者> 民間団体等 <補助率> 補助対象経費の2分の1以内 | 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 電話 03-3581-3351(代) |

設備導入に対する融資

| 名称 | 支援の内容 | お問い合わせ先 |
|--|--|--|
| 北海道中小企業総合振興資金（事業活性化資金 事業革新貸付） | ヒートポンプや太陽光発電設備などの省エネ・新エネ設備を導入する中小企業者等に融資します。 <融資限度額> 1億円以内 <融資期間> 10年以内（うち据置1年以内） | 北海道 経済部経営支援局 中小企業課金融支援グループ 電話 011-204-5346 |
| 電力需給対策に係る高度化貸付【経済産業省事業】 | 中小企業組合や組合員に対して、省エネ・新エネ・自家発電などの設備導入資金を貸し付けます。 <対象者> 中小企業組合や組合員 <融資条件等> 金利1.05%、貸付期間20年以内 | 中小企業基盤整備機構 電話 03-5470-1528 |
| 環境・エネルギー対策貸付（環境・エネルギー対策資金） ①国民生活事業 ②中小企業事業 | 中小企業における太陽光発電設備などの非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進を支援します。 <対象者> 太陽光発電設備などの非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する中小企業など <融資限度額> ①7,200万円以内（運転資金4,800万円以内） ②7億2,000万円以内（運転資金2億5,000万円以内） | 株式会社 日本政策金融公庫 札幌支店 ①国民生活事業 電話 011-231-9132 ②中小企業事業 電話 011-281-5221 |

調査・啓発活動への支援

| 名称 | 支援の内容 | お問い合わせ先 |
|---|---|--|
| 戦略的省エネ促進事業 ①省エネ技術等導入可能性調査事業 ②省エネ技術等普及啓発事業 | ①事業者が行う、モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性調査を支援します。 ②道内で実施する省エネ技術普及啓発活動を支援します。 <対象者> 道内に主たる事務所・事業所を有する法人等、上記法人等を含む複数法人による共同体 <補助率> 2分の1以内（限度額300万円） | 北海道 経済部産業振興局 環境・エネルギー室 電話 011-204-5319 |
| 省エネルギー対策導入促進事業【経済産業省事業】 | ①無料節電診断～契約電力50kW以上の高圧電力または特別高圧電力契約の工場・ビル等 ②無料省エネ診断～原則として年間のエネルギー使用量（原油換算値）が100kl以上1,500kl未満の工場、ビル等 ③無料講師派遣～地方自治体・公的組織・民間団体・協会・協議会などが、無料の「省エネ・節電説明会」を開催する場合、無料で講師を派遣 | 一般財団法人 省エネルギーセンター 北海道支部 電話 011-271-4028 |